

川崎市休業代替任期付職員の採用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「配偶者同行休業代替任期付職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「休業」とは、次に掲げる休業をいう。

- (1) 育児休業（育児休業法第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）
- (2) 配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）

2 この要綱において「休業代替任期付職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 育児休業代替任期付職員
- (2) 配偶者同行休業代替任期付職員

(採用の条件)

第3条 休業代替任期付職員は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り採用できるものとする。

- (1) 休業代替任期付職員を採用する以外に、対象職員（休業を取得しようとする職員又は休業を取得した職員で、休業代替任期付職員を採用することをもってその職員の業務を処理しようとする職員をいう。以下同じ。）の業務を処理することが困難であること。
- (2) 対象職員の休業の取得予定期間又は残余期間が、原則として1年以上であること。

(休業取得予定の報告)

第4条 1年以上の休業の取得を予定する対象職員は、速やかにその旨を所属長に報告するよう努めるものとする。

(依頼書の提出)

第5条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに会計室、区役所及び市民オンブズマン事務局の長は、川崎市職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市訓令第4号。以下「育児休業規程」という。）第2条第1項に規定する育児休業承認請求書が提出された場合又は川崎市職員の配偶者同行休業に関する規程（平成29年川崎市訓令第2号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第2条第1項に規定する配偶者同行休業承認申請書が提出された場合等で、第3条各号のいずれにも該当すると認めるときは、総務企画局長に対し、休業代替任期付職員の採用を書面をもって依頼するものとする。

(選考の実施)

第6条 総務企画局長は、前条の規定による依頼があった場合で、休業代替任期付職員の採用が妥当であると判断するときは、休業代替任期付職員の採用選考を実施する。

(採用選考の対象者)

第7条 前条に規定する採用選考は、次の者を対象として実施する。

(1) 一般事務職 休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考申込書（別記様式。以下「選考申込書」という。）により、登録選考に申し込み、合格した者（以下「登録者」という。）

(2) 前号に掲げる職以外の職 選考申込書により、受験の申込みをした者

2 登録者の登録期間は、登録選考の合格発表日から3年間とする。

(承諾書の提出)

第8条 採用選考に合格した者は、育児休業規程第6条の2又は配偶者同行休業規程第7条に規定する承諾書を提出しなければならない。

(配属先)

第9条 休業代替任期付職員は、対象職員の所属する組織に配属することを原則とする。

(異動)

第10条 休業代替任期付職員の異動は、対象職員が復帰した場合、又は組織改変等のやむを得ない場合に限るものとする。

(所属長等の義務)

第11条 所属長等は、対象職員の休業取得期間について、休業代替任期付職員の採用等に関連して、いかなる働きかけも行ってはならない。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第6条第1項第1号の規定による登録者である者は、改正後の要綱第7条第1項第1号の規定による登録者とみなす。

3 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に定める選考申込書により受験の申込みをした者は、改正後の要綱に定める選考申込書により受験の申込みをした者とみなす。

別記様式

休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考申込書

写真
たて4cm
×
よこ3cm

区分		職 種	ふりがな		
休業代替任期付職員			氏名		
臨時的任用職員					
生年月日		年 月 日 満 () 歳			日本国籍 有・無
現住所		(〒 -)			
学 歴	最終学歴の 学校学部名		年 月入学	年 月	卒業見込・卒業・中退
	その前の 学校学部名		年 月入学	年 月	卒業見込・卒業・中退
職 歴 新 ↓ 旧	在職期間	勤務先名		職務内容 (具体的に)	
	年 月から 年 月まで			身分区分 正規・非常勤・臨時	
	年 月から 年 月まで			身分区分 正規・非常勤・臨時	
	年 月から 年 月まで			身分区分 正規・非常勤・臨時	
	年 月から 年 月まで			身分区分 正規・非常勤・臨時	
	年 月から 年 月まで			身分区分 正規・非常勤・臨時	
資 格 免 許	名 称		取 得 年 月		希望する職務・志望理由
			年 月		
			年 月		
			年 月		
希 望 区	川崎市・幸区・中原区・高津区・宮前区・ 多摩区・麻生区・その他 () ※複数選択可				
そ の 他	その他申告しておきたいこと (家族状況や身体状況など自由に記入)				
<p>私は、川崎市休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考に申し込みます。 また、私は地方公務員法第16条の各号 (民法の一部を改正する法律 (平成11年法律第149号) 附則第3条第3項の規定により、従前の例 によることとされる者を含む。) に該当せず、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。 年 月 日 氏 名 (自署) _____</p>					
※川崎市使用欄					